

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12款 身体障害者更生援護施設(第124条-第127条)」を「第12款 削除」に改める。

第8条の2の職員事務センターの事項に次の1号を加える。

(4) 職員に係る児童手当及び子ども手当に関すること。

第8条の3第1項の職員厚生課の事項第5号中「職員に係る児童手当及び子ども手当並びに」を「職員の」に改める。

第12条の3の障がい者保健福祉課の事項第7号中「及び精神保健福祉センター並びに」を「、精神保健福祉センター及び」に改め、「身体障害者更生援護施設及び」を削る。

第82条の表北海道立紋別病院の項を削る。

第84条第2項中「、紋別病院」を削る。

第3章第5節第12款を次のように改める。

第12款 削除

第124条から第127条まで 削除

別表第10の(1)の表中「、身体障害者リハビリテーションセンター」を削り、同表身体障害者リハビリテーションセンターの項を削り、同表中「、紋別病院」を削り、

「

江差病院 紋別病院

」を「

江差病院

」に改める。

別表第11の(1)の表中「、紋別病院」を削り、

「

精神保健福祉センターの部 身体障害者リハビリテーションセンターの課	を	「 <table border="1"><tr><td>精神保健福祉センターの部</td></tr></table> 」に、	精神保健福祉センターの部
精神保健福祉センターの部			

」

「

・保健推進課			を
--------	--	--	---

」

「

・保健推進課			に、
心身障害者総合相談所の企画総務課		上司の命を受け、障害者支援に関する業務を統轄する事務に従事する。	

」

「

身体障害者リハビリテーションセンター 児童相談所	を	「 <table border="1"><tr><td>児童相談所</td></tr></table> 」に改める。	児童相談所
児童相談所			

」

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

函館高等技術専門学院訓練第一課電子工学科長	函館高等技術専門学院訓練第一課システム制御技術科長
旭川高等技術専門学院訓練第一課電子工学科長	旭川高等技術専門学院訓練第一課システム制御技術科長
北見高等技術専門学院訓練第二課建築デザイン科長	北見高等技術専門学院訓練第二課建築技術科長